

重大事態対応フロー図

～いじめの疑いに関する情報～

- 「校内いじめ問題対策委員会」で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有
- いじめの事実の確認を行い、結果を久留米市教育委員会へ報告

～重大事態の発生～

- 久留米市教育委員会に重大事態の発生を報告
 - ・「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」（児童が自殺を企図した場合等）
 - ・「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）
- ※ 「児童や保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき」

【久留米市教育委員会が重大事態の調査主体を判断】

学校を調査主体とした場合

久留米市教育委員会の指導・支援のもと、以下のような対応に当たる。

◎ 学校のもとに、重大事態の調査組織を設置

- ※ 調査組織は「校内いじめ問題対策委員会」を母体とする。ただし、当該重大事態の性質によっては、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者の参加を図ることで、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めることもある。

◎ 調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施

- ※ いじめ行為の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。この際、因果関係の特定を急ぐべきではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。
- ※ たとえ学校に不都合なことがあったとしても、事実をしっかり向き合う姿勢で臨む。
- ※ これまで学校で先行して調査している場合も、調査資料の再分析や必要に応じて新たな調査を実施する。

◎ いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供

- ※ 調査により明らかになった事実関係の情報を、適時・適切な方法で経過報告する。
- ※ 関係者の個人情報に十分配慮する。ただし、いたずらに個人情報保護を楯に、説明を怠らないようにする。
- ※ 得られたアンケートは、いじめられた児童や保護者に提供する場合があることを念頭に置き、調査に先立ち、その旨を調査対象の在校生や保護者に説明する等の措置が必要。

◎ 調査結果を久留米市教育委員会に報告

- ※ いじめを受けた児童又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。

◎ 調査結果を踏まえた必要な措置

久留米市教育委員会が調査主体となる場合

◎ 久留米市教育委員会の指示のもと、資料提出など、調査に協力